

## 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会わたしのまちの車いすステーション事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が住民及び商店、企業、福祉施設等との協働により、車いす貸出を行う地域の拠点としての「わたしのまちの車いすステーション」（以下「ステーション」という。）を設置することについて必要な事項を定め、市民の利便性の向上と地域の支え合いを図ることを目的とする。

### (ステーションの設置)

第2条 ステーションは、地域住民相互の支え合いを基調とし、地域福祉推進への理解のある商店、企業、福祉施設等（以下「協力者」という。）に設置する。

2 ステーションの設置は、本会が協力者に対し、わたしのまちの車いすステーション設置依頼書（様式第1号）により依頼するものとする。

3 協力者は、わたしのまちの車いすステーション登録票（様式第2号）（以下「登録票」という。）の提出をもって設置を承諾したものとする。

4 本会は、協力者から承諾書の確認の後、協力者に対し、ステーション運営に必要な資材を貸与するものとする。

5 協力者は、登録票に記載した内容に変更が生じた場合には、登録票に変更内容を記載し、提出するものとする。

6 協力者がステーションを終了する場合は、本会会長にわたしのまちの車いすステーション設置終了申出書（様式第3号）を提出するものとする。

### (協力者の協力事項)

第3条 協力者は、次の各号の事項に協力するものとする。

(1) 車いすの貸出及び返却の手続き並びに維持管理に関すること。

(2) その他この要綱の目的の達成に関すること。

### (費用弁償)

第4条 本会は、協力者に対して月額500円の協力金を支払うことができる。

2 協力金は会計年度により算出し、当該年度末に支払うものとする。

### (車いす貸出対象者)

第5条 車いすの貸出の対象者は、申請者又は利用者が市内に住所を有する者であつて、傷病等により、歩行が困難な者とする。ただし、既に車いすを所有している者を除く。

### (貸出期間)

第6条 車いすの貸出期間は、2週間以内とする。

### (貸出手続)

第7条 車いすの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、車いす借用申請（様式第4号）に必要事項を記入し、ステーションを通じ本会に提出する。

2 前項の申請があつたときは、申請内容に疑義なき場合、ステーションが本会を代理し、申請者に車いす貸出許可書（様式第5号）を交付するものとする。

### (使用料等)

第8条 車いすの貸出に係る使用料は、無料とする。

2 借受人は、故意又は過失により車いすを紛失又は破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(借受人の遵守事項)

第9条 借受人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 適正な管理のもとに注意をもって車いすを使用すること。
- (2) 車いすを紛失又は破損した場合は、直ちにその状況を本会会長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 車いすを譲渡又は転貸する等貸出の目的以外に使用しないこと。
- (4) 車いすを必要としなくなったとき、又は貸出しの対象者でなくなったときは、速やかに返却すること。

(貸出中の事故)

第10条 貸し出した車いすの使用中に起きた事故については、借受人の責任において処理しなければならない。

(返却命令)

第11条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人に対し車いすの返却を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により、車いすの貸出しを受けたとき。
- (2) 故意又は過失により車いすを破損したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。